魚沼地域特別養護老人ホーム組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

魚沼地域特別養護老人ホーム組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき魚沼地域特別養護老人ホーム組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

１．計画期間

本計画の期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とする。

２．女性職員の活躍推進に向けた体制整備等

魚沼地域特別養護老人ホーム組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、課長・係長会議において本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

３．女性職員の活躍推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、魚沼地域特別養護老人ホーム組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は魚沼地域特別養護老人ホーム組合において、それぞれ女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき状況について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

（１）計画期間内に、平均継続勤務年数の差異を、令和 6 年度の実績（1 年）から 1 年短縮し、0 年にする。

（２）計画期間内に、職員の年次休暇の平均取得率を、令和 6 年の実績（18.4%）より 5%以上引き上げ、24%以上にする。

（３）計画期間内に、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた平均取得日数を５日以上にする。

４．女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

３．で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取組は、魚沼地域特別養護老人ホーム組合において、それぞれ女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、もっとも大きな課題に対応するものから順に掲げている。

（１）・安全衛生委員会の看護師が中心となり、妊娠後も体調を維持しながら働ける環境づくりを行う。
・育児休業等からの円滑な復帰について所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

（２）・記念日年休、誕生日年休等を計画的に取得できるような仕組みづくりを行う。
・取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
・年次休暇の取得が進んでいない職員に対して個別の取得促進を行う。

（３）・出産を控えている全ての男女に対し、管理職員による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。